

受託業務等に係る人件費単価規定

第1条（目的）

この規定は、弊社が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積もりに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（労務費）

受託等事業の実施に必要な経費の見積もりは、この規定に定める基準を上限に計算するものとする。

ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条（その他の経費）

労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算を行う。

クラス※	職種	時間単価	内容
A	プロジェクトリーダー	6,000	受託業務における、全体の管理統括を行うもの。
B	管理者	4,800	各部門における、管理統括を行うもの。
C	スペシャリスト	3,600	高い専門性を持った業務を行うもの。
C2	スペシャリスト (オンサイト)	4,200	クラスCのうち、発注主の指定する場所での作業に従事するもの。
D	オペレーター	2,400	一般事務に必要な技能を有し業務にあたるもの。
D2	オペレーター (オンサイト)	2,800	クラスDのうち、発注主の指定する場所での作業に従事するもの。
E	ワーカー	2,000	個人スキルに依存しない作業に従事するもの。

※ 個人の知見に基づく業務への従事を行う場合は、1ランク上のクラスを適用する場合があります。

株式会社コーポレートインパクト
代表取締役 磯 豪浩

